

判例研究

第三者のためにする生命保険契約を含む養老保険
契約の保険契約者が死亡保険金受取人の承諾を得
ないで死亡保険金請求権に質権を設定することの
可否と保険金を保険金受取人に支払った保険会社
の免責

東京高判平成二十二年一月二五日
平成二十二年(ホ)第一二四七号保険金等請求控訴事件
判例タイムズ一三五九号二〇三頁、金融・商事判例一三五九号五〇頁

〔判示事項〕

第三者のためにする生命保険契約において、保険契約者が受取人指定変更権を留保しているときは、保険事故発生時まで保険契約者が保険金請求権についての一定の処分権を有し、受取人の承諾がなくとも質権設定をすることも可能と解すべきである。保険金受取人が取得する保険金請求権は、被保険者が死亡するまではその限度で不確定なものであって、いわば期待権に止まり、保険金受取人は質権設

定による制約のある死亡保険金請求権を取得するに止まる。

〔参照条文〕

平成二〇年改正前商法六七四条、六七五条、民法四七八条

〔事実〕

平成一四年六月一日、訴外Aは、被告Y「生命保険との間で、次のような生命保険契約（以下、本件生命保険契約）を締結した。①保険の種類・五年利差配当付終身保険（八

五歳満期)、②契約者兼被保険者 A、③死亡(高度障害)保険金額一三五〇万円、④満期保険金額一三五〇万円、⑤死亡保険金受取人 Z、⑥満期保険金受取人 A である。なお、本件生命保険契約には約款により、保険契約者又はその承継人は、被保険者の同意を得て、保険金の受取人を指定又は変更することができる旨定められていた。

平成一四年六月三〇日、X は A との間で、次のような債務弁済契約(以下、本件債務弁済契約)を締結し、その中で本件生命保険契約の保険金請求権に X を質権者とする質権を設定した。① A は X に対し金銭消費貸借による借入金債務として二九〇〇万円の支払義務があることを確認する、② A は上記金員を平成一三年九月五日までに返済した合計金員を控除した残額二八一五万円を分割して支払う、③債務の履行を担保するため、生命保険契約(本件生命保険契約)の保険金請求権に X を質権者とする質権を設定し、A は本件債務弁済契約と同時に、生命保険契約(本件生命保険契約)の保険証券を質権設定のために X に交付する。④質権の目的たる保険契約の表示として、(ア)保険の種類は、養老保険、(イ)保険期間八五歳満期、(ウ)保険金額一三五〇万円、(エ)契約日平成一四年六月一日、(オ)契約者及び被保険者 A、(カ)保険者 Y₁等と示している。⑤分割金の支払を怠り、

その額が二回分以上に達したときは、A は期限の利益を失い、直ちに X に対し、残額とそれに対する年一割五分の割合による遅延損害金を付加した金員を支払わなければならない、との内容である。

本件債務弁済契約締結後、A は、本件生命保険契約に係る保険契約書を X に引き渡し、Y₁に対し、平成一五年二月六日付け内容証明郵便により、同一四年六月三〇日付け質権設定通知書を送付し、Y₁は同一五年二月六日頃、同通知を受領した。通知内容は、A が加入している Y₁の生命保険契約の保険金請求権については、平成一四年六月三〇日、A のために質権を設定したので、その旨通知するとして、質権を設定した保険契約の表示として、(ア)保険の種類は、養老保険 U、(イ)保険期間八五歳満期、(ウ)保険金額一三五〇万円、(エ)契約日平成一四年六月一日、(オ)契約者及び被保険者 A、(カ)保険者 Y₁としていた。

また、X は、弁護士である Y₂に対し、本件質権設定に係り、質権設定通知起案や Y₁への問い合わせ等の助言を依頼していた。

A は、平成一七年六月二四日までの間に、X に対し、五〇五万円を支払ったが、その後二回にわたって遅延したため、期限の利益を喪失し、債務残額は二三九五万円となっ

た。Aは平成一七年七月一日頃から同月二〇日頃までの間に死亡した。

Xは、平成一八年二月頃、本件質権の実行として、Y₁に対し、本件生命保険契約に係る死亡保険金を支払うよう求めた。これに対し、Y₁は、Zが死亡保険金の受取人に指定されていることを理由としてXへの支払を拒み、平成一八年五月一日、Zに対し本件死亡保険金を支払った。

原告Xは、被告Y₁に対し、主位的請求として、本件質権の実行による保険金支払請求権に基づき、予備的請求として、Y₁は、保険契約者であるAに対し、有効な担保設定に必要な手続の説明義務違反によるAのY₁に対する債務不履行に基づく損害賠償請求権の債権者代位、若しくは、Y₁がXに対して商品について正確な情報を伝える信義則上の義務又は有効な質権設定ができるように助言すべき信義則上の義務があったとして、債務不履行又は不法行為による損害賠償請求権に基づき、保険金ないし保険金額相当の損害賠償金一三五〇万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成一九年二月六日から支払済みまで商事法定利率年六分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

また、Xは、Y₂に対し、Y₂がXに対する適切な助言を怠ったために、本件質権の実行による債権回収が不能に

なったとして、準委任契約の債務不履行による損害賠償金請求権に基づき、損害賠償金一三五〇万円及び遅延損害金の支払を求めた。

なお、Aの妻であり、死亡保険金の支払を受けたZは、Y₁に補助参加した。

原審（東京地判平成二二年一月二八日金融・商事判例一三五九号五七頁）は、XとAが死亡保険金についても質権設定契約をしたものとした。そのうえで、第三者を受取人とする保険契約が締結された場合においても、保険契約者が受取人の指定又は変更権を留保していたときは、保険事故発生までの間は、保険金受取人である第三者の保険金請求権については保険契約者がその処分権を有し、質権設定もその処分方法から除外される根拠はない。また、保険金受取人が取得する保険金請求権は保険事故発生までに保険契約者が処分しなかった部分に限定され、これを固有の財産として取得するにとどまるとし、本件質権の設定は有効なものであると判示した。そのうえで、Y₁の債権の準占有者に対する弁済の抗弁を排斥した。また、Y₂の債務不履行責任を否定した。XのY₁に対する請求を認容、Y₂に対する請求を棄却した。

そこで、X及びY₁の双方が、原審を不服として控訴した。

〔判旨〕

控訴（いずれも）棄却（確定）。

一 「死亡保険金の受取人を補助参加人とする本件生命保険契約の保険金請求権に対して設定された本件質権について、一審被告Yの担当者も当初から死亡保険金を除外することなく、また特段の異議や留保もしないまま本件質権の設定を了承していた」。「本件生命保険契約は、専ら一審原告のAに対する求償債権を担保するための質権設定を目的として締結されたものであり、一審被告Yが主張する死亡保険金受取人（遺族等）の生活保障という生命保険契約の本来の目的は、少なくとも一次的には有していなかった」。「本件質権が生命保険契約におけるいわゆるモラルリスクをことさら問題とする必要があるような経緯で設定された事案ではなかった」。「本件質権は、死亡保険金請求権をも対象として設定されたものであり、本件質権の設定は、本件生命保険契約における死亡保険金請求権についても有効に成立した」。

二 「本件生命保険契約では保険契約者が保険金受取人の指定又は変更権を留保しており、保険契約者であるAはいつでも保険金受取人の指定を変更ないし撤回することができたのみならず、受取人の指定・変更・撤回権を含む生命

保険契約上の権利を他へ譲渡することもできたのであり、保険金請求権の帰属は保険契約者であるAの意思に委ねられていたことになる。そうすると、Aは、本件生命保険契約に基づく保険金請求権について死亡保険金に関するものも含めて一定の処分権を有していたのであるから、保険金受取人の有していた本件生命保険契約に基づく保険金請求権も、被保険者が死亡するまではその限度で不確定なものであって、いわば期待権に止まる」。「死亡保険金請求権も含めた本件生命保険契約に基づく権利全般について、Aが上記処分権を有していたという意味でAの財産権に属するものである」。「本件のように当初から債権担保（質権設定）を目的として締結された生命保険契約にあっては、死亡保険金の受取人とされた補助参加人は、質権設定による制約のある死亡保険金の請求権を取得しているに止まる」。「死亡保険金の受取人の指定を変更するということは、それに伴い死亡保険金請求権の帰属を変更して、従前の受取人から新たに指定された受取人に変更するということがほかならないのであり、これは、保険契約者の死亡保険金請求権に係る処分権の一内容となっているものである。したがって、受取人の指定を撤回、変更して死亡保険金請求権の全ての帰属を他に変更するのではなく、保険契約者の

債権者が有する債権額の範囲で死亡保険金請求権を債権者に帰属させる質権の設定も、同様に保険契約者の処分権に属するといえるのであり、保険契約者は、死亡保険金の受取人として指定した者の承諾がなくとも死亡保険金請求権について質権を設定することができるものと判断すべきである……。特に本件においては、……当初から一審原告のために本件質権を設定する目的で本件生命保険契約が締結され、一審被告Y₁の担当もこれを了承していたというのであるから、保険契約者であるAの処分権の行使により本件質権が有効に設定されたものとみるべきである。……本件はいわゆるモラルリスクが問題となるような事案とはいえず、約款に明示的な定めがないから質権の設定を不当とすべきであると解するほどの特段の事情は認められない。」

本件質権の設定通知により、本件質権の対象が満期保険金請求権及び高度障害保険金請求権であったとのY₁の認識に関する主張については、本件質権の設定通知書にかかる限定が記載されてもいないこと、生命保険といえはまず死亡保険金が想定されること、死亡保険金を除く満期保険金及び高度障害保険金についての請求権に限定したものとは通常理解されないこと、なんらの留保なく質権設定のデータベース帳票に質権設定を入力管理していたこと等から、

「本件質権の設定通知書を受領した当時において、一審被告Y₁が本件質権の設定について上記主張のような認識を有していたとは認め難い」とした。

三 「……Y₁としては、一般に生命保険といえは死亡保険金が想定されるのであるから、本件質権の対象が満期保険金及び高度障害保険金に関する請求権に限定されており、死亡保険金請求権は対象となっていないと判断したのであれば、AないしXに対して、……死亡保険金請求権は質権の対象とならないことを告知し、その確認をすべきであったし、しかもそのこと自体は容易に可能であったにもかかわらず、これらの手続を全く行わないままであった。……Y₁が、本件質権の対象を満期保険金及び高度障害保険金の請求権に限定するなどの留保も付けないまま自己が管理する質権設定のデータベース帳票に入力して、本件生命保険契約に質権が設定されているとして管理していた。」X及びその代理人である一審被告Y₂から本件生命保険契約に係る死亡保険金の支払請求がされる一方、Zからは何らの支払請求がない状況にあつて、弁済供託できないのであれば、……損害賠償請求訴訟を提起する旨告知されていたのであるから、Y₁としてはせめて死亡保険金の支払を留保しておく対応が可能であった。」Y₁は、一審原告において本件質

権に基づき死亡保険金を取得することを容認する意向であり、……保険金支払請求に関与することすら難色を示していたZに対してあえて保険金請求の手続をするよう積極的に働きかけて……、Zに死亡保険金の支払をしたというのであり、このような一審被告Y₁の対応は不注意である。」「したがって、一審被告Y₁においてZが死亡保険金請求権の真正な権利者であると信じたことに過失がないとは到底いうことができず、Zに対する本件死亡保険金の支払が民法四七八条による弁済（債権の準占有者に対する弁済）として有効なものと認める余地がない。」

〔研究〕

一 本件に適用された平成二〇年改正前商法において、第三者のためにする保険契約における保険金受取人は、当然に保険契約の利益を享受し、保険契約者が別段の意思表示をしたときはその意思に従うと規定される（改正前商法六七五条一項）（以下、第三者のためにする保険契約を前提とする）。また、保険事故発生前の保険金請求権に対する保険契約者の権利についての明文規定はない（改正前商法六七四条三項参照）。本件では、保険契約者が保険金受取人の指定変更権を留保している場合、保険事故発生前の段

階で、（具体化されていない抽象的な条件附金債権たる）保険金請求権についてなす質権設定は、保険契約者が単独で質権者との間で設定できるのか、が問題となった。すなわち、受取人指定時に保険金受取人が（条件附）保険金請求権を固有の財産として原始取得することで、保険契約者が無権利者になるとすれば、保険契約者がなした質権設定は無効となる。このため、保険金受取人の有する権利と保険契約者の保険契約における権利との関係性が問われた。

また、保険会社による債権の準占有者に対する弁済の抗弁を否定するうえで判示された保険会社の過失に関する事実認定は、保険会社が保険金支払にあたり払うべき注意の指針となろう。

なお、本件生命保険契約は、その財産的価値に着目され、金銭消費貸借契約の弁済担保手段として質権の対象となった。生命保険契約上の権利の担保化は、損害保険金請求権に比して担保化が遅れた経緯や債権者自身を死亡保険金受取人に指定することへの弊害を含め、その困難さが指摘されてきた（糸川厚生「生命保険と担保」『担保法の現代的諸問題』別冊NBL一〇号一六二頁以下、加藤昭「生命保険に基づく権利の担保化」ジュリスト九六四号五六頁等参照）。本件は、今日の金融手段としての生命保険契約の利

用価値・利用手段・利用方法の適正性についても再検討を促す事案といえる。

二 保険事故発生前の保険金請求権

本件質権は、保険事故発生前、保険金請求権に設定された。第三者のためにする保険契約に限らず、保険契約一般において、保険事故発生前の保険金請求権は、約定保険事故の発生を停止条件とする条件附ないし期限附債権である（大森忠夫『保険法』（補訂版）（昭和六〇年）三〇五頁、西嶋梅治『保険法』（新版）（一九九二年）二二二頁等）。すなわち、保険金請求権が具体化した金銭債権となるのは保険事故発生後であるが、保険事故発生前であっても、期待権の一種であり、条件の成就により一定の利益を受ける一種の権利として、将来の期待に対して相手方において侵害できないという保護に値する財産性を認められる（民法一二八条参照、我妻榮『新訂民法総則（民法講義Ⅰ）』（一九六五年）四一六頁等）。したがって、保険事故発生前の条件附金銭債権は財産権である以上、条件たる保険事故発生が未成就の間であつても、保険金請求権の処分や担保への提供として質権の目的にできる（民法一二九条・三六二条）。そして、有効な質権が設定された場合、質権者は質権の目的となった権利を、自己の債権額に対応する部分に

限り、直接取り立てることができる（民法三六六条）。この前提につき、本件当事者間で争いは見られず、本判決もかかる従来学説に従うものとみられる。

保険事故発生前の保険金請求権に質権を設定することが可能であつたとしても、保険契約上発生する保険金請求権は多岐にわたる。本件のように特段限定をせず「保険金請求権」に質権を設定した場合、その範囲は性質上限定されるか。従来、特に、保険金請求権に質権が設定された場合に、質権が解約返戻金へ及ぶかが議論されていた。この点、諸請求権の源がすべて責任準備金を基礎に成立していることを理由に、質権はすべての請求権に及ぶと示唆する見解（糸川・前掲一六八頁）、保険契約者・被保険者・保険金受取人が同一人か否かにより質権設定の範囲を決定するとの見解（青谷和夫「生命保険金請求権に対する質権設定」生命保険経営二七巻二号三〇頁）、解約権を含めすべての帰属を保険契約者（質権設定者）にしたうえで質人を同時に行わせる必要性を主張する見解（巻之内茂「保険契約と債権保全をめぐる諸問題（中）」金融法務事情一四一六号二八頁）がある。さらに、生命保険契約に特有の問題として、被保険者又は保険金受取人の生活保障の趣旨が濃厚な給付の請求権には質権設定が望ましくないと所謂モラルリスク

への懸念が展開される(松田武司「生命保険契約の担保的利用」産大法学四〇巻二号一四頁)。本判決は、質権の目的債権の範囲は、質権設定契約の当事者たる A 及び X の合意により決定することを確認する。そして、高度障害保険金請求権についても当事者間に合意があれば質権を設定できる旨の付言をし、強行法的に質権の設定自体すら出来ないものとまでは言わず、除外した理由を高度障害保険金請求権の「性質上」とした。高度障害保険は、所定の高度障害状態になった場合、経済的稼働能力を失い、また多額の治療費等が必要となることから、経済的困窮に陥りやすいという事情を考慮して設けられた保険である(坂本秀文「生命保険契約における高度障害条項」『保険法の現代的課題』(一九九三年)三〇五頁等)。その特質として、死亡保険金受取人が変更される余地があるのに対し、高度障害保険金の受取人は一般に約款上被保険者本人に固定されていることから、保険金請求者が異なることがあり、その場合における両者の調整の必要性が指摘される(山下友信『保険法』(二〇〇五年)四四六頁)。本判決は、正に両者の請求権者が異なっている混合契約たる養老保険契約である。含まれる個々の契約につき各請求権の性質が加味されたことは窺える。死亡保険金請求権は、高度障害保険金請求権

に比し、生活保障等の契約目的からも、明示の意思表示がない場合において、生命保険契約上の権利への質権設定対象としては除外されにくいものという一事例になったといえる。また、モラルリスクの虞については、質権の目的債権の範囲を限定するという方式で対応はしていないが、質権設定の有効性を判断する基準としてモラルリスクが疑われる「特段の事情がある場合」に言及しているため、生命保険契約上の目的債権から強行法的に性質上除外させるとの見解と本判決の結論は大差ないように思われる。

三 条件附保険金請求権の帰趨

では、保険契約者以外の者が死亡保険金受取人に指定されていた場合、保険契約者は保険事故発生前に保険金受取人の同意を得ず単独で死亡保険金請求権に有効な質権を設定することができるか。また、質権設定が有効であったとしても、保険事故発生後に具体化した保険金に対する質権者と保険金受取人との間の優劣はどうなるか。特に、本件を含め、保険契約者に保険金受取人の指定または変更権(以下、指定変更権)が留保されている場合、契約成立時から保険事故発生までの間、条件附保険金請求権が誰に帰属し、これに対し誰が質権設定という処分する権利を有するのか争われる。

(1) 判例にみる問題の所在

指定変更権を留保した保険契約者が保険金請求権に質権を設定した場合の質権設定行為の効力について、近時の下級審を参照するところ、①東京地判平成一七年八月二五日 (LEX/DB 文献番号 25464330) は、死亡保険金についての質権設定契約の有効性につき、具体的な権利を有しているとはいえない保険金受取人の同意が要件となることはなく、保険金受取人の権利が優先すると解すべき理由がないと結論づけた。その理由には、「保険契約当事者とは別の第三者を保険金を受け取るべき者とした保険契約は、原則として、その第三者は何らの意思表示等を行うことなく、保険契約の利益を享受することができる (商法六七五条一項) が、本件保険契約においては、A (保険契約者) は、保険金受取人指定変更権を留保していた (同項但書) から、第三者たる補助参加人 (保険金受取人) の権利が確定するのは、A (保険契約者) が保険金を受け取るべき者を指定又は変更する権利を行わずに死亡したときである (同条二項) ことや、保険契約者は、生命保険金の受取人を変更することも可能であったのであるから、受取人として指定されていたからといって、保険金受取人の権利は何ら確定していなかったことを挙げる。これに対し、②大阪地判平

成一七年八月三〇日 (LEX/DB 文献番号 25464329) 竹濱修「判批」保険事例研究会レポート二二五号一五頁、梅津昭彦「判批」保険事例研究会レポート二二二号一頁) は、死亡保険金請求権に質権を設定するには、死亡保険金受取人の質権設定行為が必要と結論づけた。その理由には、「死亡保険金請求権は、指定された保険金受取人が自己の固有の権利として取得すること (最判昭和四〇年二月二日民集一九卷一号一頁) 及び「死亡保険金請求権は、被保険者の死亡時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価の関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないものであって、死亡保険金請求権が実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることができない」こと (最判平成一四年一月五日民集五六卷八号二〇六九頁) を挙げる。

確かに、②大阪地判で引用されるように、保険金受取人は固有の権利として保険契約上の利益を享受するとして、その強固な権利が強調されてきた (広島控判昭和一五年八月一五日新聞四六一九号一一頁、大判昭和六年二月二〇日新聞三三四四号一〇頁)。同時に、第三者のために保険契約における保険契約者の権利についても、契約者に指定変更権が留保されている場合、受取人の権利は「確定せ

「さるもの」であることを理由に、受取人がなした保険金請求権の譲渡は当然無効とする判決（東京地判昭和九年二月五日新聞三六八五号一一頁）や、「受取人が名目的なものであるのに反し、実質的な保険金債権に対する支配力の存在が認められるから、保険事故発生当時の保険金債権の実質的取得者も保険契約者である」とする判決（大阪高判昭和三九年一月二一日判時四〇三号一八頁）がある。これらの判例を通して考えられる問題の端緒は、保険金受取人の権利の「固有権性」「原始取得」の意義と保険契約者の有する「処分権」の意義といったところにあるであろうである。すなわち、従来から保険金受取人の地位とその権利につき示されてきた固有権性や原始取得説という一連の判例学説は、受取人指定後においても保険契約者が保険金請求権に対して保持する権利があるとすれば、両者は一見矛盾して見える。このため、両者の関係の整合性がもとめられる。

本件も、かかる対立をする近時の下級審判例①②判決の延長上にあり、保険契約者による質権設定を肯定する一事案と思われる。一方で、その特殊性は、保険金請求権の帰属と支配権の内容に幅をもたせることで保険契約者と保険金受取人との権利関係の整理を図ろうとした点にある。すなわち、本判決は、本件生命保険契約に基づく権利全般が

保険契約者の財産権に属すると示すと同時に、その帰属の形態は「処分権を有していたという意味で」と限定する。そして、保険金受取人が有する権利は不確定な期待権にとどまり、さらに本件保険契約が当初から担保の目的で締結されたことで保険金受取人が取得できる保険金請求権は「制約のある」ものとすると同時に、受取人が「死亡保険金の請求権を取得」していること自体は否定していない。本判決は、保険金請求権の帰属自体は保険金受取人にあることを示し、保険契約者の処分権と保険金受取人の有する請求権の固有権性の両者が併存的に存在することを暗示する。

(2) 保険金受取人の地位と有する権利

保険金受取人の地位とその有する権利をみるに、第三者のためにする保険契約の保険金受取人は、受益の意思表示を要せず当然に保険契約の利益を享受する（改正前商法六七五条一項、民法五三七条参照）。

多数説は、保険金受取人が指定と同時に生命保険契約上の権利（ここでは条件附保険金請求権）を取得すると解する（大森忠夫「保険金受取人の法的地位」大森忠夫Ⅱ三宅一夫「生命保険契約法の諸問題」（一九五八年）一二七頁、野津務「新保険契約法論」（一九六五年）一一七頁以下等）。

また、その取得は、被保険者（兼保険契約者）の権利を承継取得するのではなく、当初から自己固有の権利として保険金請求権を取得すると説示してきた（大森・前掲『保健法』二七五頁、西嶋・前掲三三二頁、大判昭和十三年二月一日四日民集一七卷二二九六頁、最判昭和四〇年二月二日・前掲、昭和四八年六月二九日民集二七卷六号七三七頁等）。これらの展開は、本件におけるYの主張の基礎となっている。

本判決との関係では、保険金受取人の権利の固有権性に関する理論が、被保険者の死亡にあたり、被保険者（保険契約者・被相続人）の債権者と保険金受取人（相続人）との間での争いの事案を通じて展開された点を考慮しなければならぬ。前掲昭和四〇年最判も、死亡を条件とする条件付きの保険金請求権を保険契約成立ないし受取人の指定と同時に原始取得するとする多数説に従ったものと概ね評価されている（宮島司・保険法判例百選一四五頁、中西正明・民商法雑誌五三卷三号四二五頁、上田宏・商法（保険・海商）判例百選七八頁等）。しかし、受取人の有する保険金請求権を固有権とする見解の根拠は第三者のための保険契約が民法上の第三者のためにする契約であるから自明のこととされているようであると推測はできるが不明

瞭であるとの指摘（中村敏夫『生命保険契約法の理論と実務』（一九九七年）七四頁）や、判例においても受取人が原始取得する権利の対象とその時期については不明確である点が批判される（服部栄三・家族法判例百選（三版）一九六頁、山下孝之・生命保険判例百選（増補版）二六頁等）。とすれば、これらの理論は、受取人が原始取得しているものが被保険者の死亡を条件とする条件付の保険金請求権であることを示しているにすぎず、契約者の意思に基づいて設定された質権の質権者が一般相続債権者と同様であるか、すなわち保険契約者の質権を設定する権利の存否や質権設定者（X）と保険金受取人（Z）の保険金に対する優劣を全面的に解決しているとはいえない。

(3) 保険契約者の保持する権利

では、保険金受取人指定後も保険契約者が保持する権利とは如何なるものか。本判決は、保険金受取人の権利の固有権性を限定する主たる根拠としてこれに言及している。

まず、保険契約者が保持する権利の根拠に、保険契約者の契約に対する支配権が考えられる。すなわち、保険契約者は保険契約の当事者であり、契約の解約・失効等の契約からの離脱を含めた支配権を有する。背景には、保険契約者が負う保険料支払義務の存在や保険契約者が資金拠出者

としての地位にあることから、その意思の最大限の尊重への重視があろう。これに対し、保険金請求権は保険契約者が払い込んだ保険料と等価の関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないことを根拠に、たとえ保険契約者が保険料を支払っていたとしても、これのみを理由に保険契約者に契約支配を認めることに反対を示す見解もある（最判平成一四年一月五日・前掲、大阪地判平成一七年八月三〇日・前掲）。

そこで、保険契約者の「処分権」の基礎として、より具体的な指定変更権が指摘される。すなわち、保険事故発生までは、保険契約者がいつでも自由に保険金受取人を変更しうることから、保険金受取人変更権を行使したものとみなして質権設定が可能であると主張する（糸川・前掲一六五頁）。

本判決が、保険契約者による質権設定を認める根拠を、契約者地位と受取人の指定変更権との何れとしたかは明らかでない。少なくとも、指定変更権が留保された本件は、保険金受取人がたとえその権利を原始取得したとしても、契約当事者たる契約者の意思が反映されるべき抽象的な薄弱なものとすることで、従来判決における受取人及び契約者地位の整合性を図っていると位置づけられる。指定変更

権の留保が認められた趣旨の一つは、生命保険契約が通常長期の契約であることから、契約締結後の当事者間の事情の変更により当事者が受取人変更を欲する可能性に対応する点にある（倉澤康一郎『保険法通論』（一九八二年、復刻版二〇〇四年）一三二頁）。このような契約当事者の意思の尊重と本判決は合致する方向性とはいえる。

(4) 処分権と質権設定行為の関係

ところで、保険契約者に保険金請求権への一定の支配権が認められるとして、有効に質権を設定するための行使方法にも争いがみられる。従来、質権者の権利の確実化を図るため、第三者のためにする保険契約においては、まず契約者が元の受取人の指定を撤回し、契約者自身又は質権者を新たな受取人として指定することが望ましいとされてきた。契約者が指定を撤回しないまま質権設定をした場合の法律関係が問題となる。

保険金受取人の指定を撤回せず保険金請求権の上に質権を設定した場合、質権設定行為の意味として、撤回の意思表示が明示黙示を問わず一方的意思表示でなされるものであることから、質権の設定行為も、前の指定と矛盾する範囲において前の指定を撤回する意思を包含し得、被担保債務が消滅することを条件としてのみ前の指定は効力を保有

するものと推定する見解がある（大森忠夫「保険金受取人指定・変更・撤回行為の法的性質」・前掲『生命保険契約法の諸問題』八九頁、糸川・前掲一六五頁）。この見解は、保険金受取人の指定を撤回する意思を推定することにより、保険金請求権と処分権の双方を保険契約者に帰属させ、所在を一致させる。このため、保険金受取人が原始取得する権利と保険契約者が有する権利の整合性の問題を回避できる。一方で、目的物の評価である質権の設定と権利主体に関する受取人変更とは次元が異なるとして、意思の推測においてその基礎があるかという点には疑問が呈されている（石原省治「生命保険に対する質権設定をめぐって」債権管理二五号三〇頁）。

これに対し、保険契約者による質権設定の前提に、保険金受取人の指定を（明示的に）撤回する手続が必要とする見解がある（中西正明『生命保険法入門』（二〇〇六年）二三五頁）。この見解は、実務や事実上、支払相手の明確化と法律関係の複雑さによる混乱回避を図る理由からも支持される（巻之内・前掲二九頁、河合圭一「死亡保険金請求権への質権設定について」大塚英明・兄玉康夫編『新保険法と保険契約法理の新たな展開』（二〇〇九年）三七六頁等）。

本判決は、保険契約者が質権を設定するにあたり、受取人の指定撤回行為を明示的に必要とする立場は採用していないように見受けられる。一方、本判決が言及していない点には、第一に撤回行為が質権設定行為前に必要か否かという点、第二に明示の撤回行為は不要としても黙示の撤回行為を必要とするならば本件で認めるか否か、第三に黙示の撤回行為として認める基準が挙げられる。本事案においては事実上も受取人を含め契約関係者全員が質権設定に対して同意していたと見受けられるような状況を認定すること、契約者による撤回行為の要否の結論を回避し、結論的妥当性を図ったといえよう。

四 準占有者に対する弁済の抗弁

本件で注目されるもう一つの点は、保険者が保険金受取人に保険金を支払ったことに対する評価である。Y₁による債権の準占有者に対する弁済の抗弁は否定され、免責は認められなかった。結論に至るに際して、本判決はY₁側の行為を詳細に検討している。

民法上、債権の準占有者とは、取引観念上、真実の債権者であると信じさせるような外観を有する者であり、有効となる要件には、弁済者が相手方に弁済受領権限があると信ずるとの善意と、個々の取引の安全を保護する制度であ

ることを理由に無過失まで必要と解されてきた(民法四七八条、我妻榮『新訂債権総論(民法講義Ⅳ)』(一九六四年)二七八頁以下等)。これに対し、弁済は極めて頻繁に行われる取引が対象であることから、同条の適用範囲は広く、各取引により無過失の性質や要件が異なり、多くの認定期があることが指摘される(青木紀雄・寛敏英「契約者と僱称する者からの解約と債権の準占有者への弁済」保険事例研究会レポート二二三号一四頁等)。保険契約においても、その大量契約性に鑑み、当事者間の実質的關係や企業主体の調査義務等に代表される特別な考慮の必要性が説かれてきた(青谷和夫「債権の準占有者に対する保険料の支払・証券担保貸付・保険金支払に就て」生命保険経営一二卷五号七二頁等)。

従来、判例では、保険契約上発生する権利についての準占有者に対する弁済については、配当金支払、契約者貸付、解約返戻金支払等の事案がある(佐野浩平「生命保険取引における『債権の準占有者』への支払」生命保険経営六九卷二号八三頁等)。その中で、保険会社の過失の有無認定の要素として、契約締結時営業担当職員が保険金支払について関与できる立場か否か、契約者による権限があるような外観の有無、外観作出の有無、日常的な大量かつ定型の

な事務処理が要求されるという保険金支払業務の性質上の検討(過大な負担となるか)、その他特段の事情の検討、保険証券の取扱い等を挙げてきた(福岡地判平成一三年一月二九日山下友信監修『生命保険判例集第一三卷』(二〇〇九年)八六六頁、東京高判平成一三年二月二六日山下監修・前掲九四一頁等)。

この点、本判決が民法四七八条適用の要件を如何に解したかは不明瞭であるが、契約類型ごとの特質を強調して同条の適用ないし類推適用を拡張する近時の流れからすれば、実務にとり非常に重みのある事例となった。認定するにあたって検討された事実には、従来判例と同様の要素として、Y₁担当者の契約への関与態様、保険会社のデータベース入力方法、契約管理の煩雑度等が挙げられている。反対に、保険会社自身の外観作出への帰責性、注意義務判定基準時については明確な争点にはなっていない。しかし、従来判例と重複する要素を中心に、契約締結時における営業担当職員の契約締結時以後の保険契約の管理状態、支払時における受取人への干渉、保険証券の所在、いずれの要素においても、Y₁の過失を認められてもやむを得ない状況と判断されたといえよう。

五 保険法において

本件は改正前商法が適用された（附則二条）。保険法下で同様の事件についての判断は今後が待たれる。

改正前商法では保険金請求権への質権設定について明文はなかったが、保険法下では保険金請求権を譲渡する場合に加え、質権を設定する場合にも、被保険者の同意を効力発生要件とする規定を新設した（保険法四七条）。しかし、同条は質権を設定できる（直接的には被保険者の同意を得るべき）主体について文言上言及していない。改正前商法六七四条二項及び三項の規律を維持しつつ、保険金請求権の質入まで対象を広げる趣旨と補足説明される（法務省民事局参事官室「保険法の見直しに関する中間試案の補足説明」別冊商事法務三二一号一三六頁）。とすれば、同規定は保険金受取人が質権を設定した場合についてのみを規定しているともいえる。さらに、立案者は、保険給付請求権について譲渡や質入れができるのは、「当然のことながら、当該保険給付請求権を有している保険金受取人」とし、保険契約者が保険給付請求権に質権設定をする場合は、保険事故発生前までに、保険金受取人を契約者自身に変更する旨を保険者に通知した上で、自己の保険給付請求権に質権を設定する必要があると説明する（萩本修編『二問一答・保険法』（二〇〇九年）一九一頁）。これらの説明だけから

は、上述の保険金受取人の権利の性質、保険契約者の契約に対する支配権の範囲、指定変更権留保の有無による支配権の範囲の差異、質権を設定する前提としての指定撤回の要否が確定はしておらず、未だ解釈に委ねられるように思われる。

また、保険契約者の受取人指定変更権について、改正前商法では留保されるのが例外であったのに対し（改正前商法六七五条一項但書、同条二項）、保険法下では留保されるのが原則となった（保険法四三条一項）。本判決が示すような保険契約者が保持する権利の在り方に関して、原則と例外が逆転する改正であり、保険金受取人と保険契約者との関係への影響の存否は検討の必要がある。

本件控訴審は確定し、Y₁はA及びXに対し事実上保険金の二重払いを強いられることとなった。かかる事態を防止するためにも、本件でも関係者が選択肢に入れていたように、債権者不確知による供託の利用や約款の整備による実務的解決が今後もとめられよう。また、生命保険契約上の権利の担保化にあたっては、常にその困難さは指摘される（糸川・前掲一六二頁、加藤・前掲五六頁）。これらの理論的解決の過程で、生命保険契約の趣旨と担保化の実効とのバランスがとれることが望ましいといえる（例えば、保険

金受取人が保険金請求権を原始取得することを強調すると、財産隠匿の手段として利用される懸念が指摘される（大判昭和十一年五月一三日民集一五卷八七七頁上告理由等参照）。本件は、契約関係者全員の質権設定に対する同意の暗示、質権者と設定者との関係を考慮したうえでのモラルリスクの有無、保険者及び営業職員による質権設定への関与等、本事実特有の事実を認定することにより、理論的道筋を回避している嫌いが否めないように思われる。

本稿で触れられなかった事項は別稿で検討したい。

最後に、本件の評釈として、桜沢隆哉・保険事例研究会レポート二五二号一三頁、中込一洋・保険事例研究会レポート二五五号一頁、井上健一・ジュリスト一四三二号一五二頁、佐野誠・福岡大学法学論叢五六卷二一三号一頁がある。

金尾 悠香